

教育ローン・プロパー【まなぶ君】

【2019年11月15日現在】

1. 商品名(愛称)	●教育ローン・プロパー【まなぶ君】
2. ご利用いただける方	●借入時年齢が満20歳以上満65歳未満の方で最終返済時年齢が満70歳未満の方。 ●安定継続した収入のある方 ●公的健康保険制度に加入している方 ●当金庫の会員となれる方 ①当金庫の地区内の住所または居住を有する方 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ◎上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき、会員となることができます。 なお、会員となっていたかなくてもご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
3. お使いみち	●大学・大学院・短大・専修学校・高校・高専等にかかる学校納付金及び、就学に要する諸費用
4. ご融資限度額	●1学生あたり200万円以内(1万円単位)
5. ご利用期間	●10年以内(貸出日から10年目の応答日に属する月の末日までとします。) 《ご注意事項》 ※元金の据置期間は、卒業予定日までとします。ただし、最長4年7ヶ月を限度とします。
6. ご融資利率	●【全期間固定金利型】 ◎当初のご融資利率については、当庫所定の利率を適用させていただきます。 ◎原則、借入期間中は利率変更致しません。但し、ご融資利率は金融情勢の変化、その他の事由により変更することがあります。 《ご注意事項》 ※当初のご融資利率は、表示期間中に実行した場合の金利表示です。 (表示期間中にお申込みされた場合でも、ご融資実行時の表示金利を適用しますのでご注意ください。)
7. ご返済方法	●元利均等割賦返済 ●ボーナス併用返済も可能です。(但し、ご融資金額の50%以内です)
8. 保証人・担保	●連帯保証人は1名必要です。(原則、同居家族で可能です) ●担保は不要です。
9. 保証料	●不要です。
10. 手数料(税抜表示)	●融資条件の変更(借入期間、返済日、返済金額、金利) 5,000円 ●繰上げ返済手数料 5,000円
11. 金利情報の入手方法	●金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス統括室(9時～17時、電話:0120-033-062)にお申し出ください。 ●紛争解決措置 岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に

	<p>紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫 コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 ※岡山弁護士会は移管調停利用のみ可能です。</p>
13. その他	<ul style="list-style-type: none"> ●ご融資実行金は原則可能な限り支払先へ振込みとなります。 ●お申込みには事前に審査をさせていただきます。 ●お申込み時に必要な書類が全て揃いましたら審査をいたします。 ●審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ●消費者ローン商品の内容、現在のご融資利率、ご返済額の試算、資金計画、ご相談等につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。

吉備信用金庫

2019-313